

令和 2 年度 多機関協働による包括的支援体制構築事業（実施計画）

1 計画内容

① 事業実施の必要性、体制等	近年社会問題化している 8050 問題やダブルケア、ひきこもりや障害のある子と要介護の親の世帯など、多様化・複合化した課題を的確に捉え、適切な支援につなげるため、区民に身近な場所で相談を包括的に受け止め、地域では解決が難しい問題を公的機関や専門機関につなぎ、地域で見守りながら継続的に支援していく体制を構築する。
② 包括的な支援体制の構築に向けた取組の概要	<p>相談支援包括化のための多機関連携強化</p> <p>(1) 多機関協働の中核を担う組織の明確化</p> <p>(2) 相談支援包括化推進員の任命</p> <p>(3) 相談支援包括化推進連絡会議の開催</p> <p>ア 相談支援包括化推進連絡会議（<u>ケース会議</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別事例の検討 ・随時開催予定 <p>イ 相談支援包括化推進連絡会議（<u>定例会</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの構築 ・月 1 回程度開催予定 <p>参加予定者：相談支援包括化推進員、各相談支援機関、事務局など</p>
③ 相談支援包括化推進員の配置予定人数	10 人
④ 相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	<p>令和 2 年度は福祉保健分野を中心とする区の関係部署に配置し、今後段階的に福祉保健分野以外の庁内関係各課、関係機関等へ協力を求め、配置を拡大する。</p> <p>●令和 2 年度配置内訳（予定）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援課 (2) 生活支援課 (3) 障害者福祉課 (4) 子ども家庭支援センター (5) 福祉センター (6) 子ども発達支援センター (7) 高齢者福祉課 (8) 介護保険課 (9) 健康推進課

	(各課1名、中核を担う課においては2名)
⑤ その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区職員、相談支援機関職員等のソーシャルワーク機能の向上を目的とした研修の実施 (2) 地域福祉コーディネーター（CSW）及び生活支援コーディネーターのアウトリーチによる支援の充実 (3) 家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとへの相談・支援など、住民主体による生活支援サービスの充実 (4) 地域福祉懇談会等を活用した地域カルテの更新、地域資源の把握及び新たな資源の創出 (5) 地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化
⑥ 事業の成果目標	<p>各相談支援機関や区の関係部署で受けた相談や、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられたケースについて、複合的な課題への気づきを生むための体制づくりや職員のスキルアップを図ることで世帯全体の課題を的確に把握する。</p> <p>課題を的確に把握したうえで、主担当となる部署や連携先、適切な支援方法が決まらないなどの困難ケースに対しては、各相談支援機関、各課に配置した相談支援包括化推進員が中心となって関係機関等と連携を図り、ケースの情報整理、課題把握、支援内容等への助言・指導を行うことで適切な支援を行う。</p>

2 スケジュール

令和2年10月試行開始、令和3年4月から運用開始し、段階的に拡大を図る。

区分	内容	令和2年4月～ 【準備期間】	令和2年10月～ 【試行期間】	令和3年4月～ 【運用開始】
相談支援包括化推進員	主担当となる部署や連携先、適切な支援方法が決まらないなどの困難ケースに対し、関係機関等と連携し、適切な支援を行う。		福祉保健部の各課に配置（任命）	運用開始
相談支援包括化推進連絡会議	多様で複合的な課題を抱えるケースに対して、個別ケース会議を開催し、支援方法等を検討するとともに、日頃から顔の見える関係づくり、ネットワークを構築するため定例会を開催する。		月1回程度開催	運用開始
事務局	相談支援包括化推進員の任命及び相談支援包括化推進連絡会議の設置、要綱等の規定整備、庁内職員や関係機関、区民向け周知・広報、職員等スキルアップのための研修実施、その他包括的支援体制構築のための全体調整を行う。	庁内検討	検証及び改善検討 要綱整備周知・広報	運用開始
			地域福祉専門部会による検討・効果検証 推進委員会への報告	
			庁内職員、相談支援機関職員等向け ソーシャルワーク機能の向上研修の実施	